

(様式)

# 保津町地域実質化された京力農場プラン

市町村名	地域名 (該当集落名)	当初作成年月	更新年月
亀岡市	保津町 1区~8区	2014/3/6	2020/7/27

## 1 集落（地域）が目指す姿

### (1) スローガン

**自然豊かな農業を次世代に**

### (2) 今後の地域農業のあり方

課題 ①農事組合法人担い手と個人担い手の農地集約のすみ分け。 ②作業効率を高める為、隣接の畦畔及び仮畦畔の除去。（所有者の承諾必要） ③農地所有非農家の経費削減。（土地改良区賦課金等）					
① 他集落との連携	○	② 新規就農促進・後継者育成	○	③ 高収益作物の導入・拡大	○
④ 低コスト化	○	⑤ 営農組織の設立・法人化	○	⑥ 経営の複合化	○
⑦ 6次産業化		⑧ 企業の農業参入(地域参入)		⑨ その他	
取組内容 ①実需者ニーズに応じた農業経営の実施。 ②土地利用型作物を中心とした作付け体系の確立。 ③機械化による農作業の効率的な省力化を行なうことにより、固定経費を低減を図り経営安定を目指す。 ④作業効率を高める為、隣接の畦畔及び仮畦畔の除去を行う。特に圃場整備田を中心に実施（地権者の承諾必要）					

### (3) 産地づくり計画

#### ① 現 状（2019年度）

作 目	生産面積 h a	生産額 (円)	備 考
[土地利用型]			
・ 水稻	93 ha	83,700,000	
・ 二条大麦	4 ha	540,000	
・ 豆類	3 ha	2,000,000	
[野 菜]			
・ 販売用野菜	12 ha	15,000,000	
・ 自家用野菜	12 ha	0	
・ 保安全管理	9 ha	0	
・			
・ 合 計	133 ha		

#### ② 目 標（2025年度）

作 目	生産面積 h a	生産額 (円)	備 考
[土地利用型]			
・ 水稻	90 ha	97,200,000	平均収量 10%増収 平均単価 5%up 目標収量平均 100kg/10a
・ 二条大麦	6 ha	972,000	
・ 豆類	6 ha	6,000,000	
[野 菜]			
・ 販売用野菜	13 ha	16,250,000	
・ 自家用野菜	12 ha	0	
・ 保安全管理	6 ha	0	
・			
・ 合 計	133 ha		

※ 目標年度については、地域の実情に応じ、農地利用など地域の将来像を議論する上で必要な、現状から概ね5～10年後を記載する。  
以下の目標年度についても同様とする。

#### ③ 地域の特産物づくりの取組方針

・ 品 目	黒大豆、小豆、花菜
・ 普及方法	高品質安定栽培方法の確立（適期播種、計画的な中間管理、適期収穫）
・ 販売戦略	販売チャネルの拡大と実需者ニーズの情報を踏まえた作付け栽培計画の樹立

(4) 将来の農地利用のあり方

地域全体圃場の約8割が水害（冠水）多発地であり、また、湿地田が約6割程度ある。冠水多発地では、土地利用作物の安定した収穫を出来るよう品種選定により作期の幅を広げる。湿地田は、明渠排水・暗渠排水等で改善を図り作物の栽培環境を改善する。

(5) 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を通じて耕作権の移譲を行うことを原則として、経営の安定を計る。

(6) 耕作放棄地の解消に向けた取組

関係機関及び地元関係組織による該当圃場の現況確認を行い該当地権者に保全管理を依頼する。長期化している圃場については、法的な制度施行を検討する。

(7) 目標達成までのプロセス

年 度	取組方針	具体的な内容
2020年度	農業者営農意向確認	農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認
2021年度	農業者営農意向確認	農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認と農地中間管理機構委託等指導
2022年度	農業者営農意向確認	農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認と農地中間管理機構委託等指導
2023年度	農業者営農意向確認及び受託者貼り付け	農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認と農地中間管理機構委託等指導と農地集積を考慮した受託担い手貼り付け
2024年度	農業者営農意向確認及び受託者貼り付け	農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認と農地中間管理機構委託等指導と農地集積を考慮した受託担い手貼り付け
2025年度	農業者営農意向確認及び受託者貼り付け	農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認と農地中間管理機構委託等指導と農地集積を考慮した受託担い手貼り付け

## 2 集落（地域）の農業構造

### (1) 農業就業状況(担い手別)

#### ① 現 状（2019年度）

項目	農業者数	年齢別							組織数			
		～34才	～44才	～54才	～64才	～74才	～84才	85才～	任意組織	農業法人		
集落（地域）の全体数	220	1	5	8	51	88	59	8	1		1	
中核的担い手 中心経営体 その他	認定農業者 （法認定）	4			1		2	1		1		1
	認定新規 就農者											
	集落営農 組織*1											
	基本構想 水準到達者											
	市 町 村 認定農業者 （地域認定）											
	その他の中心 となる経営体 *2											
	中心経営体計	4			1		2	1		1		1
中核的担い手計	4			1		2	1		1		1	

\*1・・・農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号八に定める組織（以下「担い手経営安定法」という。）

\*2・・・その他の中心となる経営体がある場合は、欄外にその定義を記載すること

#### ② 計 画（2025年度）

項目	農業者数	年齢別							組織数			
		～34才	～44才	～54才	～64才	～74才	～84才	85才～	任意組織	農業法人		
集落（地域）の全体数	180		4	6	41	76	47	6	1		1	
中核的担い手 中心経営体 その他	認定農業者 （法認定）	5			1	1	1	1	1	1		1
	認定新規 就農者											
	集落営農 組織*1											
	基本構想 水準到達者											
	市 町 村 認定農業者 （地域認定）											
	その他の中心 となる経営体 *2											
	中心経営体計	5			1	1	1	1	1	1		1
中核的担い手計	5			1	1	1	1	1	1		1	

\*1・・・農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号八に定める組織（以下「担い手経営安定法」という。）

\*2・・・その他の中心となる経営体がある場合は、欄外にその定義を記載すること

(2) 中核的担い手の概要

属性	中核的担い手 (氏名) (集落名)	経営者・代表者の年齢	構成員 (従業員)	後継者の有無	現状[2019年度]		計画[2025年度]		農地中間管理機構からの借入希望の有無	取組内容	活用が見込まれる施策
					経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)			
認農法	農事組合法人 ぼづ  (保津町)	78 才	7 名	有	水稻	37.0	水稻	45.0	有	①新規就農 ② <del>低コスト化</del> ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ② <del>スーパー</del> ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
					ビール大麦	4.0	水稻 (飼料用米)	2.5			
					黒大豆	1.1	ビール大麦	5.0			
					小豆	1.5	黒大豆	3.0			
					野菜類	5.0	小豆	3.0			
							野菜類	5.0			
認農	A  (1区集落)	80 才	2 名	無	水稻	7.5	水稻	3.0		①新規就農 ② <del>低コスト化</del> ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパー ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
認農	B  (5区集落)	69 才	2 名	無	水稻	0.4	水稻	1.0		①新規就農 ②低コスト化 ③ <del>複合化</del> ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパー ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
					野菜	0.7	野菜	0.7			
認農	C  (8区集落)	50 才	1 名	無	水稻	1.5	水稻	8.0		①新規就農 ② <del>低コスト化</del> ③ <del>複合化</del> ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパー ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
					穀物乾燥調製請負業	20.0	穀物乾燥調製請負業	15.0			
認農	D  (5区集落)	72 才	名	無	水稻	2.6	水稻	4.0		①新規就農 ② <del>低コスト化</del> ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパー ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
					野菜	1.2	野菜	1.0			
認農 (5年後)	E  (5区集落)	43 才	名	無	野菜	1.0	水稻	2.0		①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	① <del>農業次世代人材投資資金</del> ②スーパー ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
							野菜	2.0			
経営規模計 (ha)						63.5		85.2			

※ 1：「属性」欄には、個人の認定農業者（法認定）は「認農」、法人の認定農業者（法認定）は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、基本構想水準到達者は「到達」、個人の市町村認定農業者（地域認定）は「市認農」、法人の市町村認定農業者（地域認定）は「市認農法」、担い手経営安定法第2条第4項第1号ハに定める法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農組織は「集」と記載する。

※ 2：「経営規模」欄には、プランの対象地区内における中核的担い手の経営面積と農作業受託面積を分けて記載する。

■プラン提出に当たっては個人名の省略を可能とする。

(3) 近い将来農地の出し手となる者と農地

近い将来農地の出し手となる農業者(氏名)	年齢	現状[2019年度]		計画[2025年度]		利用しなくなる農地面積(ha)	うち農地中間管理機構への貸付け希望の有無		備考(今後の役割等)	
		経営内容(作目)	経営規模(ha、頭数等)	経営内容(作目)	経営規模(ha、頭数等)		農地面積(ha)	貸付等時期		
F	77	才	水稲	0.5	自家用野菜	0.1	0.4	0.4	2023	
G	76	才	水稲	0.6		0	0.6	0.6	2021	
H	79	才	水稲	0.5	自家用野菜	0.1	0.4	0.4	2024	
I	71	才	水稲	0.6	自家用野菜	0.1	0.5	0.5	2025	
J	70	才	水稲	0.3	自家用野菜	0.1	0.2	0.2	2025	
K	75	才	水稲	0.8	自家用野菜	0.1	0.7	0.7	2024	
L	80	才	水稲	6.2	水稲	0.6	5.6	5.6	2022	
M	70	才	水稲	0.8	自家用野菜	0.1	0.7	0.7	2025	
N	72	才	水稲	0.3		0	0.3	0.3	2023	
O	84	才	水稲	0.2		0	0.2	0.2	2025	
P	89	才	水稲	0.5	水稲	0.1	0.4	0.4	2023	
Q	74	才	水稲	0.2		0	0.2	0.2	2022	
R	82	才	水稲	0.3		0	0.3	0.3	2022	
S	74	才	水稲	0.5	自家用野菜	0.1	0.4	0.4	2024	
T	70	才	水稲	0.8	水稲	0.2	0.6	0.6	2025	
U	74	才	水稲	0.5	自家用野菜	0.1	0.4	0.4	2023	
V	73	才	水稲	1.6	水稲	0.2	1.4	1.4	2023	
W	82	才	水稲	0.6	自家用野菜	0.1	0.5	0.5	2024	
X	76	才	水稲	0.4	自家用野菜	0.1	0.3	0.3	2024	
Y	76	才	水稲	0.8	水稲	0.2	0.6	0.6	2024	
Z	71	才	水稲	1.6	水稲	0.3	1.3	1.3	2025	
AA	72	才	水稲	0.3	自家用野菜	0.1	0.2	0.2	2023	
AB	83	才	水稲	0.4		0	0.4	0.4	2023	
AC	72	才	水稲	0.5	自家用野菜	0.1	0.4	0.4	2025	
		才								
		才								
		才								
		才								
経営規模等計(ha)				19.8		2.8	17.0	17.0		

■プラン提出に当たっては個人名の省略を可能とする。

(4) 地域における担い手の確保状況

担い手は十分確保されている / 担い手はあるが十分ではない / 担い手がいない

(5) 耕地面積及び農地利用状況

① 耕地面積(現状2019年度)

耕地面積								中核的担い手への地域内の集積等面積(上段ha 下段%)		
(ha)	耕作放棄地	水田	耕作放棄地	畑	耕作放棄地	樹園地	耕作放棄地	水田	畑	樹園地
133		133						63.5ha 47%	63.5ha	
								うち、中心経営体の面積	63.5ha	

\*中核的担い手への地域内の集積等面積については、経営面積と農作業受託面積を区分して記載すること。

② 耕地面積(計画2025年度)

耕地面積								中核的担い手への地域内の集積等面積(上段ha 下段%)		
(ha)	耕作放棄地	水田	耕作放棄地	畑	耕作放棄地	樹園地	耕作放棄地	水田	畑	樹園地
133		133						85.2ha 64%	85.2ha	
								うち、中心経営体の面積	85.2ha	

\*中核的担い手への地域内の集積等面積については、経営面積と農作業受託面積を区分して記載すること。

③ 対象集落(地域)の現状

a	地区内の耕地面積	133 ha
b	アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕地面積の合計	107 ha
c	地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	28 ha
	i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	17 ha
	ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	17 ha
d	地区内において今後中核的担い手が引き受ける意向のある耕作面積の合計	21.7 ha
e	地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	21.7 ha
	(備考)	

※1:cの「70歳以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載すること。

※2:d及びeの面積は、上記の該当する区分の計画の合計から現状の合計を差し引いた面積を記載すること。

※3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載すること。

※4:話し合いに活用した地図を添付すること。

(6) 対象地区内における中核的担い手(中心経営体)への農地の集約化に関する方針

農地中間管理機構を通じて耕作権の移譲を行うことを原則として、経営の安定を計る。

※ 中核的担い手への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定しているが、その「集落」の範囲は、話し合いが可能な範囲で、地域の実情に応じ柔軟に設定することも可能とする。

### 3 集落（地域）営農推進体制

#### (1) 農地利用調整の組織

・現 状	亀岡市保津町農業振興協議会
・計 画	亀岡市保津町農業振興協議会

#### (2) 農作業受託などの作業調整組織

・現 状	農事組合法人 ほづ ・ 各認定農業者
・計 画	農事組合法人 ほづ ・ 各認定農業者

#### (3) 農業用施設管理体制（農道、水路、ポンプなど）

・現 状	亀岡市川東土地改良区 ・ 上桂川用水土地改良区連合
・計 画	亀岡市川東土地改良区 ・ 上桂川用水土地改良区連合

※ (1)～(3)に関する組織図を添付してください。

### 4 目指す姿を達成するために必要な農業用機械・施設等整備事業計画 （機械、施設、農地、農道、水路、ポンプ、耕作放棄地解消対策など）

事業主体	取 組 内 容	必要な機械・施設	実施事業	実施年度					
				2021	2022	2023	2024	2025	
亀岡市川東土地改良区	パイプラインの保全 農道整備 用水路、給水管、排水路の保全整備								
農事組合法人 ほづ	作業効率と水田除草効果等を高める為、隣接畦畔の除去等に伴う圃場均平作業機の導入。	レーザーレベラー機					○		
農事組合法人 ほづ	豊かな自然環境保全と病害虫発生抑制のため、省力かつ効率的な機械導入をし農道・圃場畦畔及び斜面の除草を行う。	自動運転刈払機 自走式刈払機		○				○	
農事組合法人 ほづ	農産物の高品質な商品を生産するため、計画的適期防除を実施する。それを行うために、省力かつ効率的な機械導入。	産業用マルチローター				○			

本プランをそのまま公表する場合、特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得るなど個人情報保護条例等に抵触しないようにすること。なお、本人の同意が得られない場合等には、個人が識別されないよう留意すること。